





の窓口では「**□**」を利用いただけません  
スマートフォン決済アプリ(**PayPay**、**LINE Pay**及び**楽天Pay**)による納付(コンビニ等の窓口で「**□**」を利用いただけません)

\*コンビニエンスストア、**MMK**設置店による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限ります。

**その他** 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、**MMK**設置店で納付してくださる。

また、納付には便利で安全な□座振替の制度もあります。「**□**」希望の方は□座を開設してある金融機関の窓口で手続をしてください。

**問合先** 西尾張県税事務所 課税第一課 県民税事業税第二グループ **0586・45・32179**

**Web** <https://www.pref.aichi.jp/sos/jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>

**前年度の申告内容で償却資産の課**

税標準額の合計額が150万円未満のため免税になると見込まれる方へ、償却資産申告書に代えて往復はがきによる簡易申告書を11月上旬に郵送します。

ただし、往復はがきによる簡易申告書を提出された場合でも、資産の増減がある場合は、再度、償却資産申告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式ウェブサイトからロードできます。

**問合先** 税務課 **444・0509** FAX **445・3856**

**Web** <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>

**事業者の皆様へ**  
**消費税の「インボイス制度相談会」、「登録要否相談会」の**□**案内**

**問合先** 税務課 **444・0509** FAX **445・3856**

**Web** <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>

**個人事業者の方は、次の3点を**  
**□持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。**

(1)スマートフォン(2)マイナンバーカード及び暗証番号(3)利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの

・駐車場に限りがありますので、車での**□**来場は**□**遠慮ください。

**日時** 11月25日(月)、12月19日(木)  
**午前9時～午後4時**  
(相談時間は約30分です。開始時間は**□**予約の際に**□**案内します)

**場所** 津島税務署

**費用** 無料

**申込・問合先** 津島税務署 **0567・26・2161**

**令和6年分の確定申告について**

確定申告は予約制となりました。  
詳しい予約方法や予約開始日については、広報1月号及び市公式ウェブサイトにてお知らせします。

\*令和6年分より、開催時間を左記のとおり変更します。  
午前8時30分～午後4時  
午前9時～午後4時30分  
**□**不明な点につきましては、税務課

**□案内**

**固定資産(償却資産)の簡易申告の**

**事前予約制**としておりますので、事前に問合先まで申込みをお願いします。なお、申込状況により別

の日程を**□**案内する場合が**□**あります。

**オンライン説明会** **0567・26・2161**

**開催日程等** **0567・26・2161**

**相談窓口一覧表** **0567・26・2161**

**インボイス制度特設サイト** **0567・26・2161**



講師

川口 泰司 氏（一般社団法人  
山口県人権啓発センター事務局  
長）その他 入場無料、手話通訳・要約  
筆記、託児あり。※託児を希望される方は11月15日（金）  
までに人権推進課へお申込みください。  
お預かりできます（定員になり次  
第、申込みを締め切らせていただ  
きます）。

問合先 人権推進課

☎ 444-0398  
FAX 444-1074**全国一斉「女性のの人権ホットライン」強化週間の実施について**

DV、ストーカー、セクハラ・パワーハラ・モラハラなどのハラスメント行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽に相談してください。

実施期間 11月13日（水）～19日（火）  
午前8時30分～午後7時※11月16日（土）・17日（日）は午前10時～  
午後5時相談専用電話（女性のの人権ホット  
ライン）問合先 名古屋法務局人権擁護部  
☎ 952-8111**女性と女の子のためのLINE窓口**

☎ 0570-070-810

悩みや不安、ちょっととした心のモ  
ヤモヤ、なんとなく寂しい…

コロがほっと落ち着くかもしれません。二次元コードを読み込んで、気軽に登録してみてくださいね。

対応時間 年末年始以外の偶数日午後6時～10時に対応しています。（最終受付は午後9時30分）

問合先 令和6年度あま市地域における女性つながりサポート事業（受託事業者 NPO法人ママ・ぷらす）

LINE @517amirab  
☎ 090-7302-0488**性暴力を、なくそう！**

毎年、11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

市でも、この運動の一環として、パネル展示とパー・プル・ライトアッピを実施します。「性暴力を、なくそう」「性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください」というメッセージです。ぜひご覧ください。

②市役所交流広場、金石リバーサイドガーデン内ガーデンブリッジペース（パネル展「これって、性暴力？」）

問合先 人権推進課  
☎ 444-0398  
FAX 444-1074

**環境・衛生****野焼き（ごみの焼却）はやめましょう**

家庭や事業で発生するごみをドラム缶や簡易な焼却炉またはごみをそのまままで燃やすいわゆる「野焼き」は、

一部の例外を除いて、法律で原則禁止されています。

野焼きは黒煙とともに悪臭も発生してしまう場合があり、近隣の大迷惑となってしまいます。また、焼却

の方法により、「ダイオキシン」など有害物質の発生の恐れもあります。

庭系・事業系それぞれのごみの分別

と出し方のルールを守り、出してください。市民一人ひとりの心配りで、大切な自然環境を守りましょう。

問合先 環境衛生課  
☎ 444-3132  
FAX 445-33856**防災**

海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付

・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の方々に発災時に円滑に活動できるよう養成講座を開催します。

日時（全2回）

令和7年1月19・26日（日）

いすれも午前9時30分～午後4時

場所 美和総合福祉センターすみれの里2階 講堂  
☎ 446-0611



## 事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.100

問合先 土木課  
FAX 441-8387

(危険と感じる場所や体験等の情報  
を募集しております)



西側から交差点を望むと、正面の丸田橋へ道路は交差点内から上り坂になり、その向こうに七宝総合福祉センターのグラウンド。西から進入した場合は左右とも見通しが悪いのに、自動車もバイクも一旦停止しない。それどころか、坂道だからアクセルを踏み込んで通過しようという誘惑にかられる。その瞬間、自転車が交差しても、自動車はもう止まれない。

狭い生活道路なのに、けつりうな交通量がある。子どもや、お年寄りの通行も多い。年に1回ぐらい、自動車と自転車の接触事故が起きているといつ。一旦停止の励行が事故を防ぐ。

(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)

名称 丸田橋西詰の交差点  
場所 七宝町川部丸田

すでにアクセルをぶかせば、家の陰から自転車が。

## 令和6年中交通事故死者数

地 域	死者数
愛知県	91人
津島警察署管内	6人
あま市	3人

令和6年8月末現在  
問合先 土木課  
☎441-7113 FAX441-8387

## 防犯

手 口	令和6年 8月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	3件	+2件
乗物盗 (自動車盗など)	11件	△2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	6件	△8件
計	20件	△8件

問合先 危機管理課  
☎441-0862 FAX441-8330

## その他



## 愛知県内一斉ノー残業デー

「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」(事務局:県)では、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月20日(水)は、効率的に仕事を進め定時に退社し、趣味や家族との団らん等の時間をお過ごしください。

問合先  
県労働福祉課

☎9554-63360

商工観光課

☎441-7118

Web  
<https://famiture.pref.aichi.jp/aichi-wltbaction/>



愛知県最低賃金は、10月1日から時間額「1,077円」に改定されました。(従来1,027円から50円アップ)

最低賃金は県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で求められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額1,077円と比較します。

詳しく述べては、津島労働基準監督署にお尋ねください。

問合先 津島労働基準監督署

☎10567-264155

Web  
<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/kyuuizi/nn/1003892.html>

